

平成 27 年秋季全国火災予防運動における 本県において重点的に取り組む必要のある事項

本県においては、消防庁長官通知（平成 27 年 9 月 18 日付け消防予第 366 号）の別添「平成 27 年秋季全国火災予防運動実施要綱」に基づき実施するとともに、本県の現状を踏まえ、重点的に取り組む必要のある事項を以下のとおり定めるものとする。各消防本部等は、これらの事項に最大限配慮し、火災予防運動の推進に努めるものとする。

1 重点的に取り組む必要のある事項

(1) 住宅防火対策の推進

ア 住宅用火災警報器の設置の徹底及び適切な維持管理の周知

住宅用火災警報器については、平成 23 年 6 月 1 日から県内の全ての住宅に設置が義務付けられたが、平成 27 年 6 月時点の推計では、2 割以上の世帯が未設置となっていることから、設置促進が喫緊の課題となっている。また、既に設置された火災報知器についても、老朽化したものは電池の交換を行う等、適切な管理を行う必要がある。

イ 高齢者の死者発生防止対策の推進

平成 26 年本県の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）は 23 人で、そのうち 65 才以上の高齢者が 15 人と 6 割以上を占めており、高齢者の死者数の低減が課題となっている。

ウ 応急仮設住宅における火災予防対策の推進

仮設住宅においては、入居者で構成する自治会（自治防災組織）が組織されているが、棟続き住宅により延焼の危険性が大であることから、火災予防対策の推進が課題となっている。

(2) 放火火災防止対策の推進

本県では平成 26 年に放火及び放火の疑いによる火災が 116 件発生しており、安全で安心な生活に対する大きな脅威となっていることから、放火火災防止対策の推進が課題となっている。

(3) 特定防火対象物における防火安全対策の徹底

ア ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底

防火安全上不備事項がある施設等に対して、早急かつ重点的に改善を図るよう指導してきたところであるが、依然として是正されない施設があることから、引き続き防火安全対策の徹底が課題となっている。

イ 高齢者や障がい者等が入所する小規模社会施設及び有床診療所における防火安全対策の徹底

高齢者や障がい者等の自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設及び有床診療所においては、従業員が火災時に短時間で入居者を避難させることが困難であることから、従業員に対する訓練の効果的かつ確実な実施が課題となっている。

(4) 避難指示区域内での火災予防対策の推進

避難指示区域内にあっては、消防団員を含む住民の大部分が避難しており、火災の発生に際して、発見の遅れが危惧されるとともに、農地等の原野化が進み、火災が拡大する恐れもあることから、火災予防対策の推進が課題となっている。

2 重点事項の取組に当たって効果的と考えられる実施内容

(1) 各消防本部において効果的と考えられる実施内容

ア 住宅防火対策の推進

(ア) 住宅用火災警報器の設置の徹底及び適切な維持管理の周知

住宅防火対策の推進に当たっては、火災の未然防止や早期発見のため住宅用火災警報器の設置の徹底や適切な維持管理の周知を図ることが重要であり、消防団、女性防火クラブ等と連携した一般家庭等への戸別訪問による周知徹底や共同購入の取組等が考えられる。

(イ) 高齢者の死者発生防止対策の推進

高齢者の死者発生防止を図るためには、市町村、民生委員等と連携して、高齢者が居住する住宅について防火診断を実施し、住宅の火災による危険性を認識していただくとともに、住宅用火災警報器や住宅用消火器の設置等による安全対策を推進することが考えられる。

(ウ) 応急仮設住宅における火災予防対策の推進

応急仮設住宅における火災予防対策の推進に当たっては、避難先と避難元の消防本部が連携して、自主防災組織の育成強化を図ることや仮設住宅入居者に対する防火指導や講習会を実施すること等が考えられる。

イ 放火火災防止対策の推進

(ア) 放火されない環境づくりの推進

放火されない環境づくりの推進に当たっては、住民自らが放火に対する危機意識を持ち、「家の周りに燃えやすいものを置かない、照明器具の設置等により暗がりをなくす、ゴミは指定された収集日に出す、物置や空き家の施錠を徹底する」などの取組を推進することが考えられる。

(イ) 関係団体による連携した予防対策の推進

消防本部、消防団、自主防災組織及び警察等が連携して予防対策に取り組む。巡回パトロールの実施や街路灯・街頭消火器の整備を行うとともに、必要に応じて放火監視機器等を設置し、警戒態勢を強める。

また、地域における広報誌やパンフレットの作成配布、立て看板等の設置により、放火火災防止に対する警戒心を高めること等が考えられる。

ウ 特定防火対象物における防火安全対策の徹底

(ア) ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底

ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底に当たっては、緊急立入検査の結果を踏まえ、是正改善が図られない施設等に対して、重点的に改善指導を行うとともに、通報・避難・消火訓練の実施や、避難経路や防火戸等の管理徹底等、防火安全対策推進の措置を講じること等が考えられる。

(イ) 高齢者や障がい者等が入所する小規模社会施設及び有床診療所における防火安全対策の徹底

高齢者や障がい者等の自力避難が困難な者が多数入所する施設における防火安全対策の徹底に当たっては、法令に基づく消防用設備等の適切な維持管理に努めるほか、建物構造や入居者の特性、避難経路等の実情を考慮した施設ごとの工夫が必要であり、消防本部等が個別施設の訓練計画に対して具体的なアドバイスを行うこと等が考えら

れる。

エ 避難指示区域内での火災予防対策の推進

避難指示区域内においては、管轄消防本部による巡回パトロールの実施や関係市町村等の一時帰宅住民や一時立入事業者等に対するチラシ配布による火災予防の周知等が考えられる。

(2) 県の実施内容

県においては、関係団体及び各市町村への協力依頼、ラジオ、新聞等の各種媒体を活用した広報を行うとともに、消防本部と連携し啓発活動を実施する。